

麻しん対策推進会議開催要綱

1 目 的

平成19年12月28日付け「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）に基づき、平成24年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標として、今後、各種の施策を実施するとしたところである。

国は、定期の予防接種の実施主体である市町村等と連携し、予防接種の実施状況についての情報収集を行い、その情報を基にして関係機関への協力を要請しつつ、施策を進めていくものであるが、今後、当該施策の進ちょく状況によつては、本指針に定める施策の見直しも含めた積極的な対応を講じる必要がある。このため、施策の評価・見直しに係る提言等を行うために麻しん対策推進会議を開催するものである。

2 名 称

「麻しん対策推進会議」（以下会議という。）と称する

3 構成メンバー

会議の構成メンバーは、感染症の専門家、医療関係者、保護者、地方公共団体の担当者、ワクチン製造業者及び学校関係者等とする。

構成メンバーの任期は概ね2年間とする。

4 座長の指名

会議に座長及び座長代理を置く、座長及び座長代理は、会議構成メンバーの中から互選により選出する。座長代理は、座長が欠席の場合に座長としての業務を行う。

5 その他

- (1) 会議は、厚生労働省健康局長が開催する。
- (2) 会議は、原則公開とする。
- (3) 会議は、年1回程度開催する。
- (4) 会議の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課において行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し、必要な事項は座長が厚生労働省健康局結核感染症課長と協議の上、これを定めるものとする。